

事前説明における指摘事項への対応

○建設分野

No.	指 摘 事 項	対 応
1	個別分野指摘について、試験時間及び試験問題数の見直しは受験者からの苦情が多く寄せられたことによる対応と書いてあるが、具体的にどういった苦情が寄せられたのか。また、受験者からの苦情があったからといって、試験の核の部分たる試験時間数を短くすることは不適切ではないか。	建設分野では、令和7年6月末時点で約1.6万人の受験者が試験を受験しているところですが、一部の受験者からは「受験枠を確保しづらい」との苦情が寄せられています。また、受入企業からも、建設分野は比較的受験希望者が多い一方で、試験時間が長いことから、「試験時間を短くして、さらに多くの受験者が試験を受験できるように見直して欲しい」との要望が寄せられています。試験時間の見直しによる難易度への影響については、試験難易度が低下しないよう、3択・4択問題の出題比率が維持される出題構成とした上で試行試験を実施し、試験時間内で適正な技能を測る内容となっていることを確認しています。

○造船・船用工業分野

No.	指 摘 事 項	対 応
1	個別指摘2について、労働安全衛生の問題含め常識的な問題を出題しているとの指摘に対し「多くの事故が基本を守れていないことで起きている」ことを理由としている。未熟練労働者であればそのような理由も考えられなくはないが、特定技能1号評価試験を合格した外国人材は即戦力であることを踏まえると、さらに高いレベルの知識、技能が必要なのではないか。	造船・船用工業分野の事故・災害の要因について調査をしてみると、基本的な労働安全対策に起因するものが多く発生しています。例えば、直近数年の事故では、発生件数の約7割以上が60代、40～50代のベテラン技能者による事故となっており、また事故のうち死亡者数についても、これらの者が約7割となっています。ベテランの技能者であっても、事故発生の原因としては、基本的な作業手順、安全対策に係るものが多いことから、実態を踏まえ、事故・災害の未然防止のために必要な知識を確認することが重要であると考えておりますので、危険予知等の状況判断を問う主題内容を取り入れることとしています。

○農業分野

No.	指 摘 事 項	対 応
1	個別指摘3について、合格基準の点数が記載されないと合否基準が受験者にとって明確ではなく、恣意的に合否決定しているように受け止められるため適当ではない。合格基準の点数を公表すべき。	特定技能評価試験については、現行の試験実施要領において、試験の水準を特定技能1号試験については、「日本国内での実務経験が3年以上の者であれば、7割程度が合格する水準（耕種農業及び畜産農業の技能実習における農業技能実習評価試験（専門級）と同等程度）」、特定技能2号試験については、「日本国内での実務経験が7年以上の者であれば、3割程度が合格する水準」としているところです。これは、特定技能評価試験には耕種農業と畜産農業それぞれで複数パターンの試験問題があり、その都度試験パターンごとに基準点が若干異なるため、統一的な合格基準点を示すことができなかったところですが、例えば「合格基準点は55点～60点」のように合格基準点の範囲を示すことを検討したいと考えています。

○飲食料品製造業分野（飲食料品製造業業務区分）

No.	指 摘 事 項	対 応
1	個別指摘1について、小学生の算数レベルであると指摘を受けている問題について、現行試験の正答率が6割であるから適正なレベルであるとの回答であるが、正答率は受験者のレベルによって左右されるものであり、問題のレベルが適正であるという理屈にはならないのではないかと。他の分野・業務区分の特定技能評価試験についても同様のことがいえる。	・試験実施機関では、年1回、試験問題について適正な問題であるかなどの検証するため、外部機関へ委託しています。その中で、不適と判断された問題については、その都度見直しを行っています。 なお、当該試験問題についても、検証を行った結果、妥当であるとの判断を頂いており、適正レベルの問題であるとの一定の根拠であると考えますが、委員の指摘も踏まえて、試験実施機関と検討して参ります。

○資源循環分野

No.	指 摘 事 項	対 応
1	特定技能1号評価試験の学科試験の学科試験において、問題文の日本語のニュアンスが必ずしもわからない外国人材にとって、業務の理解度とは関係のない言語能力の高低によるひっかけ問題となりうるものが含まれているのではないか。他の分野・業務区分の試験問題についても同様のことがないように注意いただきたい。	ご指摘を踏まえ、試験問題を見直します。